

8月10日は道の日です

生活に欠かせない道路を大切にしましょう

道路は、生活に欠かせないものですが、あまりに身近なものなため、その大切さを意識することはあまりありません。そこで、道路の意義や重要性に関心を持ってもらうため、昭和61年に国土交通省が8月10日を道の日に制定しました。

道の日が8月10日なのは、大正9年8月10日に日本で最初の道路整備についての長期計画である第1次道路改良計画が実施されたためです。ここから、8月10日を含む8月を道路ふれあい月間とし、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発などの各種活動を推進しています。

国土交通省では、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識してもらうため、標語の募集を行いました。

市では、8月5日(金)の午前中、道の日に合わせて道路の清掃活動を行います。

令和4年度 道路ふれあい月間最優秀賞標語

朗らかに

「お先にどうぞ」が

言えた朝



☎建設管理課 995-1855

道路や河川・水路はみんなのものです

ルールを守って利用しましょう

道路占用許可申請をお忘れなく

占用とは、道路や河川、水路の上空や地下などに工作物（施設）を設置して、継続的に使用または、工事用の足場などを一時的に設置することです。

次に当てはまる場合、道路占用許可申請が必要です。

- 新築などで、民有地に水道管を引き込む場合
- 河川、水路に通行用の橋を設置する場合
- 道路上に工事用の足場を設置する場合

※工作物によって、占用料がかかります。

※占用許可を受けた工作物の管理は、占用者が適正に行ってください。

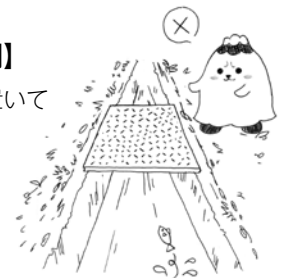
道路や河川・水路に個人的な物を置いていませんか？

道路や河川・水路には、交通の妨げや交通事故の原因となる恐れのある物、川の流れを阻害し災害を引き起こす可能性がある物などを置いてはいけません。

- 許可を得ずに道路や河川に設置した工作物や、道路にはみ出した樹木などが原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることがあります。

【撤去が必要な場合の例】

水路上に通行用の鉄板を置いてある（転落の恐れがあり）



道路に樹木がはみ出している、道路上に鉢植えなどを置いている

- 河川や水路に落葉が溜まると、流れが阻害され水が溢れる場合があります。
- 詰まりの原因となるので、取った雑草や枝葉を水路に流さないでください。

☎建設管理課 995-1855